

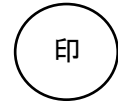
# 株 主 資 格 証 明 書

年 月 日

株式会社商工組合中央金庫 御中

※株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行株式会社）に対してご提出ください。

住 所  
組 合 名  
代 表 者 名



(お届け印)

当団体は、株式会社商工組合中央金庫法第6条に基づき貴社の株主資格を有していることを表明します。

なお、株主資格を喪失した場合は、その旨を株主名簿管理人に対して、遅滞なく通知します。

また、当団体が本証明書で表明した事項に誤りがあった場合、当団体が一切の責任を負うこととし、貴社及び株主名簿管理人に一切のご迷惑をおかけしないことを誓約します。

団体名	要件
協同組合、協同小組合、共済協同組合、共済協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、信用組合、協同組合連合会、協同小組合連合会、火災共済協同組合連合会、信用協同組合連合会、共済協同組合連合会、共済協同小組合連合会、企業組合	
協業組合、商工組合、工業組合、商業組合、商工組合連合会、工業組合連合会、商業組合連合会	
商店街振興組合、商店街振興組合連合会	
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会	直接又は間接の構成員である事業者の3分の2以上が資本金若しくは出資総額5千万円(卸売業を主たる事業とする者については、1億円)以下、又は常用雇員50人(卸売業又はサービス業を主たる事業とする者については、100人)以下。
酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会	直接又は間接の構成員である事業者の3分の2以上が資本金若しくは出資総額3億円以下、又は常用雇員300人以下。
酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会	直接又は間接の構成員である事業者の3分の2以上が資本金若しくは出資総額5千万円(酒類卸売業者については、1億円)以下、又は常用雇員50人(酒類卸売業者については、100人)以下。
海運組合、海運組合連合会	直接又は間接の構成員である事業者の3分の2以上が資本金若しくは出資総額3億円以下、又は常用雇員300人以下。
輸出組合、輸入組合	直接又は間接の構成員である事業者の3分の2以上が資本金若しくは出資総額1億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする者については5千万円、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については3億円)以下、又は常用雇員100人(小売業を主たる事業とする者については50人、商業又はサービス業以外を主たる事業とする者については、300人)以下。
市街地再開発組合	直接又は間接の構成員である事業者の3分の2以上が資本金若しくは出資総額5千万円(卸売業を主たる事業とする者については1億円、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については3億円)以下、又は常用雇員50人(卸売業又はサービス業を主たる事業とする者については100人、商業又はサービス業以外を主たる事業とする者については、300人)以下。
主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその直接又は間接の構成員の健全な発達を図るために必要な事業を行う団体 主として中小規模の事業者を構成員とする団体 それらを構成員とする団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県中小企業団体中央会若しくは全国中小企業団体中央会</li> <li>商工会議所又は日本商工会議所</li> <li>商工会、都道府県商工会連合会又は全国商工会連合会</li> </ul>

↑ 該当する欄にマル印を付して下さい。

(参考)株主資格を有しない主な団体

団体名	根拠法令
漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会	水産業協同組合法
消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会	消費生活協同組合法
農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会	農業協同組合法

※ ①初めて商工中金の株式を取得される団体、②以前「資格喪失通知書」を提出するか、「届出事項変動通知書」を受け取られた団体で、その後「株主資格証明書」を提出されていない方は、株主資格を証明する書類として、本証明書及び登記事項証明書(いずれも名義書換請求日から遡及して3ヶ月以内に発行されたもの)をご提出下さい。